

資料写真等の利用について

天草市立天草キリシタン館所蔵の写真資料利用にあたっては、以下の条件を承諾し、申請書をもって当館の許可を受けてください。また、申請書の受付から送付まで10日間程度かかりますので、余裕をもって申請してください（急な要望には対応できませんのでご了承ください）。

1. 天草市立天草キリシタン館収蔵品の資料写真等の提供を受けようとするものは、事前に資料写真等利用申請書を提出すること。なお、申請書の提出をもって、写真資料の利用条件等について承諾されたものと判断します。
2. 申請の際は、撮影目的や内容がわかる資料（企画書、レイアウト等）を添えて提出してください。
3. 申請書に記載された使用目的に限って使用すること。1回の申請につき、1回（1目的）の許可とします。また、他書籍等からの転載利用については原則許可いたしませんのでご了承ください。
4. 使用にあたっては、「天草市立天草キリシタン館蔵」である旨を明記すること。
5. 掲載書等作成物に写真図版の無断複製および転載禁止を明記すること。インターネット上に資料写真等を掲載する場合は、ダウンロード防止・コピー防止などの防止措置を講じること。
6. 使用にあたってデジタルデータを作成した場合、使用後に破棄すること。申請者がデータの所持・フィルムの複製を行うことは、許可しません。
7. 貸し出した資料写真を掲載する際、合成・CG等により写真改変しないでください。
8. 掲載書等作成物の完成品を1部天草市立天草キリシタン館に提出してください。
9. 原則として、当館が写真を保管している資料を新たに撮影することはできません。
10. やむをえず新たに資料を撮影する必要がある場合、撮影した写真等に関わる一切の権利は当館に帰属するものとし、写真・フィルム・デジタルデータ等全て利用後に当館へ寄贈してください。
11. 貸出期間は30日間以内です。やむをえずこれを超える場合は事前に連絡してください。
12. 貸出写真は、カバー・袋やマウントなど付属品も損なわずに使用後返却してください。
13. 写真やマウント、袋類等貸し出した資料及び付属品に文字などを記入しないでください。
14. 利用料金については無料となります。ただし、申請および許可フィルム借用に係る送料実費（簡易書留）は申請者において負担していただきます。
15. この許可に基づく権利は、当館の承認なく第三者に譲渡することはできません。
16. 申請者が許可条件に違反したとき、または申請目的と違う内容で使用した時は許可の取り消しを行う場合があります。その際に生じた申請者の損害について、当館は一切の責任を負いません。
17. 貸出中に写真及び付属品の汚損・破損・紛失が起きた場合、利用者の責任において同等品作成またはその実費補償を求めます。
18. 営利目的（販売を目的としたもの、またはそのための広告宣伝等とみなされるもの）への利用はお断りさせていただいております。また、申請内容について許可できないと判断されるものについてもお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。